

SEC 職員会計公報第 121 号
(SAB121) および暗号資産の
保全に関する考え方

目次:

背景.....	1
付録.....	2
3.7 暗号資産の保全義務に関する 会計処理	2
5.2 SAB121: 表示および開示.....	7

要点

米国証券取引委員会 (SEC) のスタッフは、SEC 職員会計公報第 121 号 (SAB121) において、暗号資産に関するカストディ(保管・管理)業務を行う報告企業が暗号資産の保全に係る負債および関連する資産を貸借対照表に公正価値で計上することを要求するガイダンスを公表しました。本資料では、その会計処理と開示に関連する SAB121 の影響を取り上げます。

背景

2022 年 3 月、SEC スタッフは、[SEC 職員会計公報第 121 号 \(SAB121\)](#) を公表しました。これは、顧客の暗号資産の保全義務のある業務に従事する報告企業のためのガイダンスを提供するものです。このガイダンスは、米国会計基準 (US GAAP) または国際財務報告基準 (IFRS) を適用している報告企業に適用されます。(編注: 本資料は、US GAAP を適用している報告企業を念頭に作成されています。)

SAB121 は、直接、ないし報告企業に代わって業務を行う代理人を通じて暗号資産のカストディ業務を行う報告企業に対して、負債および関連する資産を計上することを要求しています。また、SAB121 は、報告企業が顧客のために保全の責任を負っている暗号資産の性質および金額の開示も要求しています。

SEC 登録企業は、2022 年 6 月 15 日より後に終了する最初の期中ないし年次の財務諸表 (例えば、12 月決算の公開企業であれば 2022 年第 2 四半期) から、当ガイダンスに準拠して会計期間の期首に遡及適用することが期待されています。特定のその他の企業も、この新しい解釈指針の範囲に含まれます (本資料付録の [CA 3.7.1](#) を参照)。

当ガイダンスの適用範囲を含め、SAB121 の適用に関する質問が提起されています。PwC は、SEC スタッフおよびその他との非公式な対話を通じて当ガイダンスに関する考え方をまとめました。本資料では、SAB121 のガイダンスを解説するとともによくある質問を取り上げます。

本資料の付録には、[PwC 会計ガイド「暗号資産」](#) (CA) (英語のみ) の [CA 3.7](#) および [CA 5.2](#) のセクションに追加される予定のガイダンスが含まれています。また、従来 [CA 3.1.2](#) に記載されていたガイダンスもここに統合されています。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いします。

付録

3.7 暗号資産の保全義務に関する会計処理

暗号資産は、安全な保管のため、顧客に代わってカストディアン（保管管理事業者）が保有している場合があります。暗号資産を保有するための取決めはさまざまですが、一般的には契約または利用規約によって定められています。

報告企業が暗号資産を支配していると決定した場合、報告企業は、[CA 1.2](#)における分類に関するガイダンスに基づき暗号資産を貸借対照表に計上します。また報告企業は、暗号資産の返還に係る負債も計上することになりますが、その際、[会計基準コード化体系\(ASC\) 815](#)「デリバティブ及びヘッジ」に従い組込デリバティブが含まれるかどうかを評価する必要があります。

報告企業が顧客に代わって保有する暗号資産を支配しており、資産および関連する負債を計上すべきかどうかの決定は、事実および状況に基づく判断の適用が要求されます。暗号資産を貸借対照表に計上するかオフバランスにするかの決定にあたり、報告企業は、特に以下の要素を検討する必要がある可能性があります。

- 法令ないし規制上の枠組み、または契約条件に基づき定義される関係者の権利および義務の性質
- カストディアンが破産申請をした場合における、カストディアンが代理で保有している暗号資産に対する顧客の権利
- 暗号資産の譲渡、融資、担保差入れまたは抵当権設定ができる顧客またはカストディアンの能力
- いつでも暗号鍵にアクセスできる、または暗号資産を別のウォレットに転送できる顧客の能力
- どちらの当事者が詐欺または盗難による損失のリスクを負うか
- どちらの当事者が価格上昇の便益および価格下落の影響を受けるか
- 顧客の代わりに保有する暗号資産とカストディアンが保有する暗号資産の分別管理の程度
- 顧客の代わりに保有している暗号資産の所有権に関する証拠（例えば、暗号資産は個別に名付けられたウォレットに入れられているか、またはオフチェーンで取引が記録されているか）

この評価に従い、報告企業が暗号資産の支配を有していないと決定した場合、報告企業は、SAB121に基づき顧客の暗号資産について保全義務を負っているかどうかを評価しなければなりません。

3.7.1 SAB121: 範囲

新しいガイダンス

2022年3月、SECスタッフは、SAB121を公表しました。これは、顧客のために保有する暗号資産の保全義務がある業務に従事する報告企業のための解釈指針を提供するものです。SAB121は、直接的であれ代理人を通してであれ、暗号資産に関するカストディ業務を行う報告企業に対して、暗号資産の保全に係る負債および関連する資産を公正価値で計上することを要求しています。

SAB121を適用する前に、報告企業はまず、暗号資産の支配を有しているかどうかを決定しなければならないとPwCは考えます（[CA 3.7](#)を参照）。暗号資産の支配を有している報告企業は、SAB121の適用範囲には含まれず、企業自身の暗号資産を保全するための暗号資産の保全義務を計上しません。

SAB121は、直接または代理人（すなわち、サブカストディアン）の使用のいずれかを通じて顧客の暗号資産を保全する報告企業に適用されます。ガイダンスの適用を説明するために、SAB121は、ユーザーが暗号資産を取引できるプラットフォームを運営する報告企業に関する事例を示しています。「プラットフォーム」は定義された用語ではなく、また、報告企業をガイダンスの適用範囲に含めるための要件ではありません。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

せん。

PwC は、報告企業が直接または代理人を通じて顧客の暗号資産を保全する義務を有するか否かを評価する際には、特に以下の要素を考慮すべきであると考えています(すべての要素が要求されているわけでも、いずれか1つの要素が決定を左右するわけでもありません)。

- **ビジネスモデル:** 報告企業は、そのビジネスモデルを顧客の暗号資産を保全するものとして説明しているか
- **顧客関係:**
 - 報告企業の顧客は、報告企業のプラットフォーム、アプリケーション、またはウェブサイトを通じて暗号資産に関する情報にアクセスするか
 - 顧客は、報告企業に問題や苦情の解決を期待しているか
 - 報告企業は、暗号資産を保全する契約上の義務、または、通常の商慣行もしくは公表済みの方針によって含意される暗号資産の保全義務を有しているか
 - 報告企業は、顧客の暗号資産を詳細に記載した記録管理および計算書を保持しているか
- **顧客との契約条件:** 報告企業の顧客は、報告企業がサブ・カストディアンを使用していることを知っているか、それとも契約条件にサブ・カストディアンの使用が規定されていないか(すなわち、顧客は報告企業を暗号資産の保全に係る責任者とみなしているか)。
- **サブ・カストディアンとの契約条件:** サブ・カストディアンとの口座は、共同ウォレット(これにより、報告企業が個々の顧客レベルで暗号資産を追跡する責任を負っていることになる)か、または個別の顧客レベルで分別および設定されているか
- **暗号鍵情報:** 報告企業は暗号鍵情報を保持しているか

SAB121 を適用するかどうかの分析は、企業ごとに行う必要があります。その結果、同一の最終顧客の暗号資産のカストディ業務に関して、複数の企業が SAB121 の範囲に含まれる可能性があります。

設例 CA 3-1 は、複数の企業が SAB121 を適用するシナリオを説明しています。

設例 CA 3-1

顧客とのプラットフォーム運営契約がサブ・カストディアンの業務を規定していない場合

A 社は、暗号資産を取引するためのプラットフォームを顧客に提供するとともに保全業務も提供しています。プラットフォームを利用するにあたり、顧客は A 社と契約を締結します。A 社がサブ・カストディアンを利用して顧客の暗号資産を保全するかどうかについて契約では規定がなく、顧客は問題や苦情に関して A 社と直接やり取りします。A 社は B 社との間でサブ・カストディアンの業務を提供する契約を締結し、顧客の便益のために A 社名義で口座を開設します。B 社は、A 社の顧客に関する情報を有していません。

SAB121 は、A 社に適用されますか、B 社に適用されますか。

分析

PwC は、A 社および B 社の双方が SAB121 に基づく保全義務および関連する資産を認識しなければならないと考えます。A 社は、顧客の暗号資産を保全するためのサブ・カストディアンとして B 社と契約を締結していますが、依然として SAB121 の適用範囲に含まれるかどうかを評価する必要があります。A 社は、プラットフォーム上で顧客との関係を保持しており、問題や苦情があれば顧客は A 社と直接やり取りを行います。顧客は、B 社が A 社のためにサブ・カストディ業務を行っていることを認識していません。さらに、A 社の B 社との口座は、A 社名義の共同口座であり、顧客ごとに分別されていません。上記の検討事項に基づき、A 社は、SAB121 の適用範囲に含まれており、保全業務に係る負債および関連する資産を

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

認識しなければならないと結論付ける可能性が高いといえます。

さらに、B社も、SAB121の適用範囲に含まれているかどうかの評価を行う必要があります。A社は、暗号資産に関するサブ・カストディ業務についてB社の顧客であり、したがって、B社も、保全業務に係る負債および関連する資産を認識しなければなりません。

質問 CA 3-1、質問 CA 3-2、および質問 CA 3-3 は、それぞれ、提出書類の種類、資産の種類および契約の種類に基づく SAB121 の適用可能性を取り上げています。

質問 CA 3-1

SAB121 はすべての報告企業に適用されるか。

PwC の回答

いいえ。SAB121 は、ガイダンスが以下に適用されると述べています。

- 1934 年証券取引所法第 13 条(a)または第 15 条(d)に従って報告書を提出する企業(すなわち、既存の SEC 登録企業)
- 1933 年証券法に基づく登録届出書を提出した、または 1934 年証券取引所法に基づく登録届出書を提出したがまだ効力を発していない企業
- Regulation A に基づいて募集届出書または資格取得後の修正を提出する企業
- Regulation A の定期的および適時の報告要求事項の対象となる企業
- 特定目的買収会社 (SPAC) などのシェルカンパニーが関わる企業結合に関連して、財務諸表が SEC への提出書類に含まれている非公開事業会社

さらに、過去の SAB Topics 適用の実務を考慮すると、SAB121 は以下にも適用されると PwC は考えています。

- Regulation S-X [Rule 3-05](#)「取得した、または取得予定の事業の財務諸表」に基づいて SEC に提出された財務諸表
- Regulation S-X [Rule 3-09](#)「連結されていない子会社および 50%未満を保有されている者の個別財務諸表」に基づいて SEC に提出された財務諸表

SAB121 は、上記の状況のいずれにも該当しない非公開会社による適用を要求していませんが、PwC では、そのような非公開会社が将来これらの状況のいずれかを満たすと予想されるかどうかを検討することを推奨しています。米国会計基準 (US GAAP) に基づく非公開会社は、SAB121 のガイダンスの任意適用を選択することができ、もし適用する場合には、SAB121 に規定される要求事項のすべてに準拠する必要があります。

質問 CA 3-2

SAB121 を適用する目的上、「暗号資産」はどのように定義されるか。

PwC の回答

SAB121 において「暗号資産」は、「暗号技術を用いて分散台帳またはブロックチェーン技術を用いて発行および／または移転されるデジタル資産」と定義されています。したがって、SAB121 は、暗号通貨(例えば、ビットコイン、イーサリアム)に加えて、ステーブルコイン、ユーティリティトークン、非代替性トークン



当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

(NFT)を含む他の暗号資産にもより幅広く適用されると考えられます。

質問 CA 3-3

暗号資産以外の資産に関連してカストディ業務を提供する報告企業は、同様に SAB121 を適用すべきか。

PwC の回答

いいえ。SAB121 は、カストディアンによって保全されている暗号資産以外の資産に類推適用すべきではありません。SEC スタッフは、暗号資産に関連するカストディ・リスクは、他のカストディ業務から生じるリスクとは異なると考えています。これらのリスクには、暗号資産の保有に対する規制環境が限定的であるために増大する規制リスク、技術的リスク(例えば、暗号資産の保全など)、および暗号資産の特異性に起因する法的判例の欠如が含まれます。

3.7.2 SAB121: 認識および測定

SAB121 は、直接または代理人を通じてのいずれかによりカストディ業務を行う報告企業に対して、保全に係る負債および関連する資産を計上することを要求しています。暗号資産に関連するカストディ業務には固有の規制および法令上の不確実性が存在するため、SAB121 は、保全に係る負債は、報告企業が顧客のために保全している暗号資産の公正価値で測定すべきであり、その後の各報告日において、公正価値で再測定すべきであると規定しています。公正価値とは、[ASC820](#)「公正価値測定」に定義されるとの意です。

同様に、関連する資産は、顧客のために報告企業が保全している暗号資産の公正価値で測定され、その後の各報告日において公正価値で再測定しなければなりません(すなわち、保全に係る負債と同じ基礎で測定される)。関連する資産の性質は、[ASC805](#)「企業結合」に記載されている補償資産と類似しています。したがって、報告企業は、補償資産のように、盗難のような潜在的な損失事象が資産の測定に影響を及ぼすかどうかを評価する必要があります。実務上、暗号資産の破壊、紛失または盗難をもたらす不正アクセスやその他の事象が発生しない限り、通常は、関連する資産は保全に係る負債と同額で測定されると PwC は考えています。

PwC は、主要な市場または最も有利な市場([ASC820-10-35-5](#) から [ASC820-10-35-6C](#) で議論されている)の決定は、保全に係る負債および関連する資産の認識および再測定についても同様に行われなければならないと考えます。詳細については [PwC 会計ガイド「公正価値測定」](#)(FV)(英語のみ)の [FV 4.2.2](#) をご参照ください。

3.7.3 SAB121: 認識の中止

報告企業は、暗号資産のカストディ業務について過去に計上した保全に係る負債の認識を中止する時期を評価する必要があります。通常、保全に係る負債は、報告企業が暗号資産を保全する義務をもちや有していない場合にのみ認識を中止しなければなりません。多くの場合においてこれは簡単かもしれませんが。例えば、顧客がカストディアンによって保全されていた暗号資産を提供された時点で、報告企業は、保全に係る負債の認識を中止することになるでしょう。

関連する資産については、保全義務から解放され、負債の認識が中止された時点(例えば、カストディアンによって保全されていた暗号資産が顧客に提供された時点)で、認識の中止が発生する可能性が高いといえます。しかし、破損、損失、盗難の場合、関連する資産の認識の中止は、保全に係る負債よりも早く発生することがあります。

3.7.4 SAB121: その他の検討事項

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

保険金の発生

報告企業は、損失事象が発生し、報告企業が暗号資産の損失を補填するために保険契約を購入した場合、追加的な判断を適用する必要があります。PwCは、損失事象が発生した報告企業の主たる義務が保険契約の購入によって変わることは稀であり、保全義務の認識を中止するには十分でないと考えています。代わりに、報告企業は、保全義務の認識および測定を継続して、保険契約の影響を別個に会計処理しなければなりません(保全義務に関連する資産とは別個に会計処理しなければならない)。保険金発生の認識に関するガイダンスについては [PwC 会計ガイド「有形固定資産およびその他の資産」](#) (PPE) (英語のみ) の [PPE 8.2.1](#) をご参照ください。保全に係る負債については、保全義務から解放されるか、あるいは報告企業が保全義務に関する請求または将来生じる可能性のある請求から法的に解放されたときに、認識が中止されることになります。

3.7.5 SAB121: 発効日および移行

SEC 登録企業は、2022 年 6 月 15 日より後に終了する最初の期中報告または年次財務諸表 (例えば、12 月決算の公開企業については 2022 年第 2 四半期) において SAB121 に準拠することが期待されます。本ガイダンスは、当該期中期間または年次期間の関連する事業年度の期首 (例えば、12 月決算の公開企業については 2022 年 1 月 1 日) から遡及適用することが要求されます。

また、SAB121 は、その他の企業にも適用されます。新規株式公開 (IPO) を実施する企業、および SPAC などのシェルカンパニーとの企業結合を行う非公開事業会社が含まれますが、これらに限定されるものではありません。このガイダンスは企業による SEC への次回の提出またはファイリングから適用し、ファイリングに SAB121 の適用を反映するその後の期中期間が含まれている場合は、2022 年 6 月 15 日の直前に終了する事業年度の期首時点から遡及適用することが要求されています。ファイリングに SAB121 の適用を反映するその後の期中期間が含まれていない場合には、企業は、2022 年 6 月 15 日の直前に終了する 2 つの事業年度の期首時点から遡及適用しなければなりません。

SAB121 は、SAB121 の初度適用の影響について、[ASC250-10-50-1](#) から [ASC 250-10-50-3](#) に基づく透明性のある開示を要求しています。この開示には、変更の性質と理由が含まれます。PwC は、通常、保全に係る負債および関連する資産が同時に同額で認識および測定されている場合、損益計算書または純資産に対する影響に関連する開示は要求されないと考えます。

報告企業は、SAB 第 74 号「最近公表された会計基準が将来期間に適用される際に SEC 登録企業の財務諸表に及ぼすであろう影響の開示」(SAB74) によって要求される開示を、適用前の期間に含めることを検討しなければなりません。SAB74 の開示には以下が含まれます。

- ガイダンスの内容、適用日、適用方法の簡単な説明
- 適用の影響。既知でない、または合理的に見積もることができない場合を除く。そのような場合には、影響に関する説明を行うことができる。

その他の潜在的な影響の開示も奨励されます (例えば、財務制限条項への違反)。

SAB74 の開示に関する追加的な情報については、[PwC 会計ガイド「財務諸表の表示」](#) (FSP) (英語のみ) の [FSP 30.11](#) をご参照ください。

5.2 SAB121: 表示および開示

SAB121 は、報告企業がプラットフォームのユーザーに対して保全責任を負っている暗号資産の性質および金額を、ファイリング書類の注記および他の場所で開示することを要求しています。[ASC275-10-50](#) に従った集中による脆弱性に関する開示を含め、開示はそれぞれの重大な暗号資産に分解して行わなければならない。追加の情報については、[FSP 24.3.4](#) をご参照ください。

[ASC235-10-50](#) に従い、暗号資産の保全に係る負債および関連する資産の会計処理は、財務諸表の注記にも記載しなければなりません。追加の情報については、[FSP 1.1.4](#) をご参照ください。

また、報告企業は、どの企業が暗号資産の記録管理および保全に責任を負っているか、ならびにどの企

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

業が暗号鍵情報を保有しているかについての情報の開示を検討しなければなりません。このような企業は、カスタディ契約に応じて、報告企業、その代理人、または別の第三者が含まれる可能性があります。

暗号資産の保全に係る負債および関連する資産は公正価値で測定され、各報告期間に公正価値で再測定されることを考慮すると、報告企業は、[ASC820](#) によって要求される開示も含める必要があります。

質問 CA 3-4 および質問 CA 3-5 は、貸借対照表およびキャッシュ・フロー計算書のそれぞれに関連する表示の検討事項を取り上げています。

質問 CA 3-4

暗号資産の保全に係る負債と関連する資産は、報告企業の貸借対照表においてどのように分類しなければならないか。

PwC の回答

状況に応じて異なります。PwC は、顧客と報告企業との関係の性質として、通常、顧客は暗号資産の引き出しを要請することにより、いつでも暗号資産の保全に係る負債を終了させることができると考えています。したがって、この要求払いかつ短期的な性質を踏まえると、報告企業は、保全に係る負債と関連する資産の両方を貸借対照表において流動として分類する必要があると PwC は考えています。これは、[ASC210](#) における、分類された貸借対照表の表示に関するガイダンスと整合しています。詳細については、[FSP 2.3.4](#) をご参照ください。

質問 CA 3-5

暗号資産の保全に係る負債および関連する資産の当初認識および事後的な再測定は、キャッシュ・フロー計算書においてどのように表示しなければならないか。

PwC の回答

[ASC230-10-05-2\(c\)](#) は、非資金の投資活動および財務活動をキャッシュ・フロー計算書において開示することを要求しています。暗号資産の保全に係る負債および関連する資産の貸借対照表上の分類は流動であり(質問 CA 3-4 を参照)、営業活動の性質を有するため、報告企業は、暗号資産の保全に係る負債および関連する資産の当初認識または事後的な変動に関する非資金の活動を開示する必要はありません。さらに、[ASC230](#) におけるキャッシュ・フローに関する全般的ガイダンスが間接法の適用について限定的なガイダンスしか提供していないこと、および SAB121 がキャッシュ・フロー計算書の表示を扱っていないことを考慮すると、当期純利益の調整において単一の勘定科目(すなわち、保全に係る負債および関連する資産の再評価による正味影響)による表示が許容できると、PwC は考えます。

© 2022 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.



当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。